

別紙 7 農作業安全総合対策推進

第 1 事業の実施方針

農作業事故による死亡者数は近年減少傾向にあるものの年間 300 人程度で推移しており、就業人口当たりの死亡事故発生率は他産業に比べて高い状況が継続している。農作業事故を減少させるためには、農業者が農作業事故を「自分ごと」「自分たちごと」として捉え、その安全意識を向上させていくことが必要である。

そのため、本事業では、より実効性のある農作業安全対策を推進するため、熱中症対策の啓発資料の作成及び普及並びに農作業安全に係る研修資料の作成及び普及のための支援を行うとともに、地域の推進組織における農作業安全対策の活性化に向けた支援を行うものとする。

第 2 事業の内容

本事業は、以下の 1 及び 2 の事業から構成される。

- 1 農作業安全に係る民間（推進）団体への支援
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援
Ⅱに定めるとおりとする。

I 農作業安全に係る民間（推進）団体への支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

農業者が、農作業事故を「自分ごと」「自分たちごと」として認識することができるよう、以下の取組に必要な費用を支援する。

（1）熱中症対策の啓発資料の作成及び普及

農作業における熱中症対策の普及のため、モデル地区を複数設置し、熱中症対策アイテムの性能評価及び当該地区における熱中症対策の実施状況に関する調査を実施し、この結果を基に農作業ごとの特徴を踏まえた熱中症対策の啓発資料を作成するとともに、これを活用した研修を実施する。

（2）農業機械の追突事故防止対策の普及

乗用型トラクターの交通事故の発生抑制及び被害軽減のため、追突事故防止に活用される反射板等に係る実証等を実施し、その結果を各都道府県における農作業安全対策を推進する組織（以下「都道府県推進組織」という。）に共有するとともに、ホームページへの掲載等を通じ、広く活用可能なものとして公表する。

（3）営農類型別の研修資料の作成及び普及

農作業安全に係る研修を効果的に行うため、営農類型別に農作業安全に関する普及啓発資料を作成し、これを都道府県推進組織に共有するとともに、ホームページへの掲載等を通じ、広く活用可能なものとして公表する。

2 補助要件

事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

（2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらに係る定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。

（3）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができること。

（4）事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、公共の用に供することを認めること。

（5）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（6）別添1別紙の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを別添1の事業採択申請書に添付し、農産局長に提出すること。

3 成果目標の設定

（1）成果目標は以下の全ての項目とする。

① 1の（1）のモデル地区を3地区以上設定し、農作業ごとの特徴を踏まえた熱

中症対策の啓発資料を１種類以上作成し、これを活用した研修を実施すること。

② １の（２）追突事故防止に活用される反射板等に係る実証等を１件以上実施し、その結果を広く活用可能なものとして公表すること。

③ １の（３）の営農類型別の普及啓発資料を１種類以上作成し、これを広く活用可能なものとして公表すること。

4 募集方法

本事業は、本要領本体第３の１（２）イに基づく追加公募は行わないものとする。

5 審査基準

本要領別表４の２の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（１）実施に向けた計画性

① １の（１）について、モデル地区の選定に当たって適切な候補が提案されているか。

② １の（１）について、作成する啓発資料の内容が具体的に提案されているか。

③ １の（２）の分析のための実証等について、効果的な方法が提案されているか。

④ １の（３）について、幅広い農業者に当てはまるよう、適切に営農類型が分類されているか。

⑤ １の（２）及び（３）について、具体的かつ適切な公表方法が提案されているか。

（２）農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。

① ５つ以上提案されている

② ４つ提案されている

③ ３つ提案されている

④ ２つ提案されている

⑤ １つ提案されている

第２ 事業実施計画

１ 事業実施主体は、本要領本体第５の１に基づき、別添１により事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。ただし、事業実施計画は農産局長が別に定める公募要領に基づき提出された事業実施計画をもってこれに代えることができる。

２ 事業実施期間は、本要領本体第３の１（３）に基づく審査の結果、採択された年度内とする。

第３ 点検評価

１ 事業実施主体は、本要領本体第６の１及び第７の１（２）に基づき、実施状況及び自己評価を別添２により農産局長に報告するものとする。

２ 農産局長は、本要領本体第７の１（３）に基づく点検評価の実施及び（６）に基づく評価結果の公表は、別添３により行うものとする。

第４ その他

1 事業成果等の提出

事業実施主体は、事業成果に係るデータ等を事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出するものとする。

2 事業成果等の公表

事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。

なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。

3 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

4 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、2の公表後は、公共の用に供することを妨げないものとする。

Ⅱ 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

農作業中の死亡事故のうち、農業機械作業に係るものが約7割を占めていることから、農業機械の適切な使用促進等の普及啓発を図るため、都道府県推進組織及び市町村における農作業安全対策を推進する組織（以下「都道府県推進組織等」という。）による農業者等を対象とした農作業安全に係る研修（以下「農作業安全に係る研修」という。）の実施に必要な費用を支援する。

2 補助対象経費

（1）交付限度額は、1事業実施主体当たり50万円とする。

（2）1に係る補助対象経費は、農作業安全に係る研修の実施に際して事業実施年度に新たに必要となる経費に限るものとし、都道府県推進組織等における定期的な会合の開催に係る費用は対象外とする

3 成果目標の設定

成果目標は、農作業安全に係る研修を、2回以上実施することとし、目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法

本事業は、本要領本体第3の1（2）イに基づく追加公募の対象とする。

5 審査基準

本要領別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（1）実施に向けた計画性

協議会の構成員相互で連携した研修実施を計画しているか。

- ① 農作業安全に係る研修の企画及び実施により、次年度以降も農作業安全の推進に資する取組を実施する体制を検討できているか。
- ② 農作業安全に関する指導者の研修講師としての活用を企画しているか。
- ③ 農作業安全の基本的な要素が含まれた研修内容となっているか。
- ④ 幅広い農業者の受講が可能な研修となっているか。
- ⑤ 高齢農業者への配慮が行われているか。

（2）農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。

- ① 5つ以上提案されている
- ② 4つ提案されている
- ③ 3つ提案されている
- ④ 2つ提案されている
- ⑤ 1つ提案されている

第2 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、当該事業実施主体を構成する全ての構成員の了解を得た上で、本要領本体第5の1に基づき、別添4の事業採択申請書に別添5の事業実施計画を添えて、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものと

する。ただし、事業実施計画は農産局長が別に定める公募要領に基づき提出された事業実施計画をもってこれに代えることができる。

なお、都道府県推進組織等の設置が予定されているものの、提出期限までに設置が困難な場合には、当該推進組織の構成員となる予定の者が申請できるものとする。

- 2 事業実施主体は、別添５別紙の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを前項の申請書に添付するものとする。

第３ 点検評価

- 1 事業実施主体は、本要領本体第６の１及び第７の１（２）に基づき、実施状況及び自己評価を別添６により地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、本要領本体第６の３に基づき事業実施主体に対する指導を行ったときは、速やかにその内容を農産局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、本要領本体第７の１（３）に基づく点検評価の実施及び（６）に基づく評価結果の公表は、別添７により行うものとする。

第４ その他

- 1 事業実施主体は、事業により得られた成果物がある場合、それらを事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出し、併せて協議会の構成員のホームページ等において公表するものとする。
なお、公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。
- 2 １の成果物に関し、農林水産省ホームページにおいて紹介する場合がある。

(別添1)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名

事業採択^{※1}申請書

令和6年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農作業安全に係る民間（推進）団体への支援）を実施したいので^{※1}、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）別紙7のI第2の規定に基づき、関係書類を添えて（変更承認）^{※1}申請する。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおり。

記

（担当者）
所属・役職
担当者氏名
電話番号 平日9:00～17:00に連絡可能な電話番号を記載
FAX番号
Eメール

添付書類

- （1）事業実施計画（別添1参考様式に沿って作成すること。）
- （2）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別添1－2）
- （3）会社概要、定款（又は規約）、業務方法書など応募団体の活動の内容がわかる資料
- （4）直近の総会資料（財務諸表を添付すること。）
- （5）過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）
- （6）必要な経費の配分について各費目の細目ごとに積算基礎等詳細に分かる資料（様式任意）
- （7）実施計画書の記述内容を補完する資料、関係資料（様式任意、提出可能のもので可）
- （8）添付書類のうち（3）（4）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

※1：重要な変更に伴う事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、「採択」を「実施計画変更承認」と、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と記載すること。

(別添 1 参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)
事業実施計画

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名： _____

第1 事業計画

1 実施スケジュール

項目	実施時期	実施内容
(1) 熱中症対策の啓発資料の作成及び普及	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
(2) 農業機械の追突事故防止対策の普及	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
(3) 営農類型別の研修資料の作成及び普及	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	

※適宜、行を追加して記入すること。

2 実施内容の詳細

項目	項目別の詳細	効果的な実施の観点からの創意工夫
(1) 熱中症対策の啓発資料の作成及び普及	<想定する実施体制> <想定するモデル地区の選定先候補・スケジュール> <想定する実施手法の整理方法> <想定する共有方法> <助言を得る専門家>	
(2) 農業機械の追突事故防止対策の普及	<想定する実施体制> <想定するスケジュール> <想定する実施手法の整理方法> <想定する共有方法> <助言を得る専門家>	
(3) 営農類型別の研修資料の作成及び普及	<想定する実施体制> <想定するスケジュール> <想定する実施手法の整理方法> <想定する共有方法> <助言を得る専門家>	

※適宜、行を追加して記入すること

第2 成果目標

成果目標	
事後評価の検証方法	

※公募要領における成果目標は遵守すること。

第3 実施体制

所 属 ・ 役 職 名	氏 名	業 務 分 担	備 考

※業務分担については、第1の事業計画と整合性をとること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第 4 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C) 円	負 担 区 分			経費の内容及び内訳	備考
			国庫補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円		
(1) 熱中症対策の啓発資料の作成及び普及							
(2) 農業機械の追突事故防止対策の普及							
(3) 営農類型別の研修資料の作成及び普及							
合 計							

※「費目」の欄には、本要領本体別表 1 の 7 (1) の補助対象経費の範囲の費目ごとに経費を分類し記入すること。

※「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第 5 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
	過去の 類似事業の実績	実施時期及び概要を記入
関係機関との 連携体制 (フロー図等)	事業実施主体内の体制と関係機関との連携関係を記入	

(注) 事業実施体制が分かる図などの添付も可。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(別添 1 別紙)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①		※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②		※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討
⑤		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥		※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧		資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩		※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪		みどりの食料システム戦略の理解
⑫		関係法令の遵守
⑬		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭		※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮		正しい知識に基づく作業安全に努める

注 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

※ 2 関係法令の遵守については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第 57号）を遵守することを示す。

(別添2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)
実施状況報告書兼自己評価報告書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知)第6及び第7の規定により下記のとおり報告する。

記

第1 事業実施状況報告書

別添のとおり。(別添2参考様式に沿って作成すること。)

第2 自己評価

成果目標の達成状況	
その他事業の実施 による効果	
実施に際し改善すべき と感じた事項	
総合評価	A : 計画以上の成果が見られる B : 計画どおりの成果が見られる C : 計画どおりの成果が見られない
総合所見	

(別添2参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)
実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度(業務完了日：令和 年 月 日)

事業実施主体名：

以下の点に留意しつつ、事業実施計画の様式に準じて作成すること

- ・「第1 事業計画」は、「第1 事業実績」として取組内容の全ての実績を記載すること
- ・「第2 成果目標」は、「第2 成果目標に対する実績」として目標及びそれに対する実績を併記すること
- ・「第3 実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと
- ・「第4 経費の配分及び負担区分」は、決算ベースで記載すること
- ・「第5 事業実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと
- ・事業成果に係るデータ等を添付すること

(別添 3)

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)

事業評価票

事業実施主体名		
事業費(円)	〇〇〇円(うち国費〇〇〇円)	
具体的な取組内容		
成果目標の達成状況	成果目標とそれに係る取組結果	達成状況

総合評価	A: 計画以上の成果が見られる
	B: 計画どおりの成果が見られる
	C: 計画どおりの成果が見られない
総合所見	

- <記載要領>
- 1 事業費は決算額を記入する。
 - 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
 - 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。

(別添 4)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

」 殿

申請者

事業採択申請書

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号、3 畜産第 1993 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）別紙 7 のⅡ第 2 の規定に基づき、事業実施計画を添えて申請する。

(別添 5)

事業実施計画

協議会の名称※ ¹		設置年月	
協議会の構成員※ ²			
取組内容の詳細	〇〇に関する研修：〇件 ＜研修内容詳細＞ 以下に留意の上、研修企画内容を記載。 ・農作業安全に係る研修の企画及び実施により、次年度以降も農作業安全の推進に資する取組を実施する体制を検討できているか。 〇〇 ・農作業安全に関する指導者の研修講師としての活用を企画しているか。 〇〇 ・農作業安全の基本的な要素が含まれた研修内容となっているか。 〇〇 ・幅広い農業者の受講が可能な研修となっているか。 〇〇 ・高齢農業者への配慮が行われているか。 〇〇		
概算事業費	〇万円（うち、助成要望額：〇万円） ＜委託費が含まれる場合、その内容及び概算金額＞ 〇〇〇〇 ＜要件チェック用＞ ☐協議会の開催に係る基本的な費用は計上していない。 ☐協議会の構成員が自ら実施しているものから代えて行うものではない。		

- ※ 1 協議会に関する規程（設置要領等）を添付すること。申請時点で協議会が設置されていない場合は、予定を記載。ただし、全ての構成員となる予定の者の了解を得た上で申請すること。
- ※ 2 個人の氏名を記載する必要はない。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(別添 5 別紙)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①		※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②		※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討
⑤		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥		※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧		資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩		※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪		みどりの食料システム戦略の理解
⑫		関係法令の遵守
⑬		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭		※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮		正しい知識に基づく作業安全に努める

注 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

※ 2 関係法令の遵守については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第 57号）を遵守することを示す。

(別添6)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

申請者

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援）実施状況報告書兼自己評価報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）第6及び第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第1 実施期間^{※1}

〇年〇月〇日（〇〇）～〇年〇月〇日（〇〇）

第2 具体的な取組内容

- 1 次年度以降の農作業安全の推進体制について
- 2 農作業安全に関する指導者の研修講師としての活用状況
- 3 農作業安全研修の実施内容のうち基本的な要素について
- 4 幅広い農業者の受講が可能な体制について
- 5 高齢農業者への配慮について

第3 事業費（決算額）

〇〇〇円（うち国費〇〇〇円）

【内訳（費目）】

第4 事業の成果^{※2}

第5 総合所見^{※3}

第6 その他^{※4}

- ※1 かつこ内には、開始日と終了日の根拠となる事項を記載すること。
- ※2 研修内容を詳細に記載（添付資料で代用可）。併せて開催したことが分かる根拠となる資料を添付すること。
- ※3 成果目標に関するもの以外の視点を含め、本事業の実施を通じて得られた成果や課題を中心に記載すること。
- ※4 申請時点で協議会が設置されていなかった場合に当該協議会の概要を記載するなど、事業実施計画に盛り込めなかったものや計画からの変更事項を記載すること（重要な変更を除く。）。

（注）成果品がある場合は添付すること。

(別添 7)

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進
(農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援)
事業評価票

事業実施主体名 (協議会及び代表者)		
事業費 (円)	〇〇〇円 (うち国費〇〇〇円)	
具体的な取組内容		
成果目標の 達成状況	成果目標	達成状況
	(農作業安全に係る研修 について、2 回以上実施 すること	適切に実施されている ・ 実施が不十分である 【コメント】
総合所見		

注) 地方農政局長等は、本要領本体第 7 の 1 (4) に基づき点検評価結果を農産局長に報告するときは、本様式に当該事業実施主体に係る別添 6 を添付すること。